

松山市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要

■条例名

松山市個人情報の保護に関する法律施行条例

■条例制定の背景

本市が保有する個人情報は、松山市個人情報保護条例（平成16年条例第29号。以下「現行条例」という。）に基づき取り扱っていますが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの利活用の両立を目的に、令和5年4月1日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され（以下「改正法」という。）、本市は改正法に基づく全国的な共通ルールにより個人情報を取り扱うことになり、国の個人情報保護委員会が本市を含めた国全体の個人情報保護制度を一元的に所管することになりました。

このことにより、本市では同日から改正法が適用されるため、現行条例を廃止するとともに、新たに改正法の施行のために必要な事項を規定する松山市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）を制定するものです。

■新条例の内容

1 現行条例から変更するもの

（1）文書法制審議会への諮問（改正法第129条）

- ・新条例では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があるときに審議会に諮問できることにします。具体的には、新条例の改廃等の重要事項の審議を想定しています。

※今回の法改正の趣旨が、地方公共団体の個人情報保護制度の全国的な共通ルール化であるため、現行条例のように個人情報の例外的な取扱いについて審議会へ意見を聴くことは認められなくなりました。

2 現行条例と同じ規定とするもの

（1）個人情報取扱事務届出簿の作成・公表（改正法第75条第5項）

- ・本市では、個人情報取扱事務届出簿は、個人情報ファイル簿と比べると公表の対象となる個人情報の範囲が広いので、現行の個人情報取扱事務届出簿の作成・公表事務を継続します。

※改正法では、個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられていますが、さらに現行条例の個人情報取扱事務届出簿は、新条例で定めれば作成・公表することができます。

（2）開示決定等の期限（改正法第108条）

- ・新条例では、改正法の期限を短縮し、現行条例と同様に請求日の翌日から14日以内とします。また、期限を延長する場合は、改正法の規定どおり請求日の翌日から44日以内（延長期間30日）とします。
- ・また、改正法では期限を延長しても全ての開示決定ができない場合の期限の特例として相当の部分の請求日の翌日から60日以内に開示決定することが規定されていますが、新条例では44日以内とします。

※改正法では、保有個人情報の開示請求に係る決定は請求日の翌日から原則 30 日以内、期限を延長する場合は請求日の翌日から 60 日以内（延長期間 30 日）と規定されています。

※改正法では、保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の手続は、条例で必要な事項を定めることができるものとされ、条例で定めれば開示決定の期限を法定の期限よりも短縮することができます。

	合計 60 日以内	
現行条例	原則 14 日以内	延長 46 日以内
改正法	原則 30 日以内	延長 30 日以内
新条例	原則 14 日以内	延長 30 日以内
	合計 44 日以内	

（３）開示請求に係る手数料（改正法第 89 条第 2 項）

- ・新条例では、受益者負担の原則や情報公開制度との整合性を保つため、現行と同額の手数料を定めます。
- ・また、新条例には、現行条例と同様に、経済的困難等の理由があるときは手数料を減額できる規定を定めます。

※改正法では、開示請求をする者は、条例で定める額の手数料を納めなければならないとされており、引続き手数料を徴収するためには新条例に手数料の額を定める必要があります。

【参考】松山市情報公開条例 別表

行政情報の種別	写しの作成方法		手数料
文書、図書及び写真	市の備付けの複写機によるもの	白黒	1 枚につき 10 円
		カラー	1 枚につき 20 円
	外部発注によるもの		実費の範囲内で市長が定める額
マイクロフィルム	専用機器により用紙に出力		実費の範囲内で市長が定める額
電磁的記録	専用機器により用紙に出力		文書、図書及び写真の例による
	光ディスクに複写		1 枚につき 50 円
	磁気テープその他の電氣的媒体に複写		実費の範囲内で市長が定める額

備考

- (1) 外部発注以外の方法により、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚とする。
- (2) 日本産業規格 A 列 3 番（以下「A3」という。）の大きさを超える用紙に複写され、又は出力された場合は、A3 の用紙を用いた場合の枚数に換算する。

（４）運用状況の公表

- ・個人情報保護委員会が行う公表とは別に、本市では引続き年 1 回、制度の運用状況を公表します。